

○茨城県健康増進法施行細則

平成15年7月7日
茨城県規則第63号

茨城県健康増進法施行細則を次のように定める。
茨城県健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

- 第2条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設事業開始届(様式第1号)により行うものとする。
- 2 法第20条第2項前段の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届(様式第2号)により行うものとする。
- 3 法第20条第2項後段の規定による休止又は廃止の届出は、特定給食施設事業休止(廃止)届(様式第3号)により行うものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

- 第3条 知事は、法第21条第1項の規定による指定をしたときは、健康増進法第21条第1項の規定による指定通知書(様式第4号)により、当該指定に係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。
- 2 知事は、法第21条第1項の規定による指定を取り消したときは、指定取消通知書(様式第5号)により、当該取消しに係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(特定給食施設の設置者に対する指導)

第4条 知事は、法第22条の規定による指導を行ったときは、特定給食施設指導票(様式第6号)を当該特定給食施設の設置者に交付しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県栄養改善法施行細則(昭和37年茨城県規則第69号)は、廃止する。

付 則(令和2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

特定給食施設事業開始届

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所

在地並びに名称及び代表者の氏名

特定給食施設の事業を開始したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

特定給食施設の種類					
特定給食施設の名称					
特定給食施設の所在地					
設置者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
給食の開始年月日	年 月 日				
1日の予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他 ()	計
管理栄養士の員数	人		栄養士の員数	人	

備考：給食事業の開始の日から1月以内に届け出てください。

様式第2号(第2条第2項関係)

特定給食施設届出事項変更届

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所

在地並びに名称及び代表者の氏名

特定給食施設について、次のとおり変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

備考：変更の日から1月以内に届け出てください。

様式第3号(第2条第3項関係)

特定給食施設事業休止(廃止)届

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名

特定給食施設の事業について、次のとおり休止(廃止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
事業休止(廃止)年月日	年 月 日
休止(廃止)した理由	

備考：休止(廃止)の日から1月以内に届け出てください。

様式第4号(第3条第1項関係)

健康増進法第21条第1項の規定による指定通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

下記の施設を、健康増進法第21条第1項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設として指定したので、健康増進法施行細則第3条第1項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号

様式第5号(第3条第2項関係)

指定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日付け第 号で健康増進法第21条第1項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設として指定した下記の施設については、その指定を取り消したので、健康増進法施行細則第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号

様式第6号(第4条関係)

特定給食施設指導票

	整理番号	
		年 月 日
殿		
特定給食施設の名称		
特定給食施設の所在地		
あなたの設置する特定給食施設について、次のとおり改善を必要とする事項が認められるので、速やかに改善す		

るよう健康増進法第22条の規定により指導します。

項目	現状及び改善を必要とする事項
茨城県知事 印	